

<p>(製造業者・製造販売業者が提供する情報)</p> <p>使用者には、使用者の訓練及び知識の程度を考慮し、製造業者・製造販売業者の商品名、安全な使用法及び医療機器又は体外診断薬の意図した性能を確認するために必要な情報を提供されなければならない。この情報は、容易に理解できるものでなければならない。</p> <p>医療機器の添付文書の記載要領について(薬食発第0310003号 平成17年3月10日) JIS T 14971:医療機器-リスクマネジメントの適用 医療機器への適用 EN1041:1998 Information supplied by the manufacturer with medical devices</p>	<p>ヒューマンファクタ ーに関する指示が分かれにくい、または欠落している。 - 医療機器の状態があいまいまたは不明瞭 - 不十分な視認性 - 熟練していない者による訓練を受ける。 - 副作用に関する不十分な警告 - 消耗品、付属品、その他の医療機器との不適合性 - うつかりミス、過失および間違い。</p> <p>疼痛 ・周辺部骨折 ・位置不良による不安定性 ・異所骨形成 ・未梢ニユーロパシー ・座骨神経損傷 ・血管損傷 ・脂肪塞栓(血圧低下) ・深部靜脈血栓症/肺塞栓症 ・血腫 ・術後感染 ・脚長差 ・褥創 ・肺炎 ・死亡</p> <p>医療提供者／行為／点検が不十分だった 医療提供者／行為／約束事、マニュアルを守っていないかつた 医療提供者／能力／知識が不十分 医療提供者／能力／技術が不十分 医療提供者／能力／経験不足 医療提供者／能力／患者状態の把握が不十分</p>
<p>(性能評価)</p> <p>第16条 医療機器の性能評価を行ったために収集されるすべてのデータは、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)その他関係法令の定めるところに従って収集されなければならない。</p> <p>2 臨床試験は、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成十七年厚生労働省令第三十六号)に従つて実行されなければならない。</p>	<p>医療機器の製造販売承認申請について(平成17年2月16日薬食発第0216002号)第2の1 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令の施行について(平成17年7月20日薬食発第0720003号) ISO 14155 Clinical investigation of medical devices for human subjects</p>

対象品目(インスリシンペン型注入器)

第一章 一般的要件事項

基本要件	適用規格 (JIS, ISO, IEC, etc)	ハザード(ISO 14971)	危険状態(ISO 14971)	不具合・有害事象 (厚生省報告ベース)	ユーザビリティ-HFE・ユースエラー
(設計) 第1条 医療機器(車ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。)は、当該医療機器の意図された使用条件及び用途に従い、また、必要に応じ、技術知識及び経験を有し、並びに教育及び訓練を受けた患者(医療機器の使用にあたって第三者の安全や健康に影響を及ぼす場合に限る。)の安全や健康を害すことがないよう、並びに使用の際に発生する危険性の程度が、その使用により、患者の得られる有用性に比して許容できる範囲内にあり、高水準の健康新規及び安全の確保が可能なよう設計及び製造されていないなければならない。	「医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」(厚生労働省令第169号、平成16年12月17日) JIS T 14971:医療機器-リスクマネジメントの医療機器への適用	使用に関するハザード 不正確な定式化	-熟練していない者による使用 -情報が提供されない、または提供された規格が不適切 -不正確な定式化に関するハザードについての不十分な警告 -使用に関する誤り	●先入観や思い込みによる勘違い	
(リスクマネジメント) 第2条 医療機器の設計及び製造に係る製造販売業者又は製造業者(以下「製造販売業者等」という。)は、最新の技術に立脚して医療機器の安全性を確保しなければならない。危険性が要求される場合、製造販売業者等は各部位に残存する危険性が許容されなければならない。この場合において、製造販売業者等は次の各号に掲げる事項を当該各号の順序に従い、危険性の管理に適用しなければならない。 一 覚知又は予見し得る危害を識別し、蓋然された使用方法及び予測し得る誤使用に起因する危険性を評価すること。 二 前号により評価された危険性を本質的な安全設計及び製造を通じて、合理的に実行可能な限り除去すること。 三 前号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を適切な防護手段(警報装置を含む。)により、実行可能	JIS T 14971:医療機器-リスクマネジメントの医療機器への適用	使用に関する誤り 不完全な要求事項	-合理的に予見できる誤使用 -故意に誤使用される可能性 -不適切な仕様 -設計のバラメータ -性能の要求事項 -副作用に関する不十分な警告 -ハザードに関する不適切な警告		
(医療機器の性能及び機能) 第3条 医療機器は、製造販売業者等の意図する性能を發揮できなければならず、医療機器としての機能を発揮できるよう設計、製造及び包装されなければならない。	「医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」(厚生労働省令第169号、平成16年12月17日)	不完全な要求事項 製造プロセス 化學的ハザード	-設計のバラメータ -製造プロセスに関する変更の管理不足 -材料/材料の適合性に関する情報の管理不足 -製造プロセスの管理不足		

<p>(製品の寿命)</p> <p>第4条 製造販売業者等が設定した医療機器の製品の寿命において当該医療機器が製造販売業者等の範囲内において通常の使用条件において発生しうる負荷指示に従つて、通常の使用条件に従つて適切に保受け、かつ、製造販売業者等の指示に従つて適切に保守された場合に、医療機器の特性及び性能は、患者又は使用者若しくは第三者の健康及び安全を脅かす有害な影響を与える程度に劣化等による影響を受けるものであつてはならない。</p> <p>(輸送及び保管等)</p> <p>第5条 医療機器は、製造販売業者等の指示及び情報に従つた条件の下で輸送及び保管され、かつ意図された使用方法で使用された場合において、その特性及び性能が低下しないよう設計、製造及び包装されなければならない。</p>	<p>「医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」(厚生労働省令第169号、平成16年12月17日)</p> <p>JIS T 14971:医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p>	<p>「医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」(厚生労働省令第169号、平成16年12月17日)</p> <p>JIS T 14971:医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p>	<p>不完全な要求事項 輸送および保管</p>	<p>- サービス内の要求事項 (保守、再処理など) - 保守、再処理の終わり - 汚染または劣化 - 不適切な環境条件</p> <p>- 汚染または劣化 - 不適切な環境条件</p>
<p>(医療機器の有効性)</p> <p>第6条 医療機器の意図された有効性は、起こりうる不具合を上回るものでなければならない。</p>	<p>JIS T 14971:医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p>	<p>JIS T 3226-1:医療用ペン形注入器 第1部:ペン形注入器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般要求条件 (別紙1のとおり) ・投与量精度の決定 ・無ディフェクト性 ・目視検査 ・機能検査 	<p>不完全な要求事項</p>	<p>- 性能の要求事項 - 設計のパラメータ</p>
<p>(医療機器の化学的特性等)</p> <p>第7条 医療機器は、前章の要件を満たすほか、使用材料の選定について、必要に応じ、次の各号に掲げる事項について注意が払われた上で、設計及び製造されなければならない。</p> <p>一 毒性及び可燃性</p> <p>二 使用材料と生体組織、細胞、体液及び検体との間の適合性</p> <p>三 硬度、摩耗及び疲労度等</p>	<p>JIS T 14971:医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p>	<p>JIS T 14971:医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p> <p>「医療用具の製造(輸入)承認に必要な生物学的安全性試験の基本的考え方について」(医薬審査第0213001号、平成15年2月13日)</p>	<p>化学的ハザード ● 陸運 ● 酸とアルカリ ● 汚染 ● 生物学的不適合(禁忌) ● アレルギー、刺激性 ● 発熱 ● 機械工学 ● ネルギー</p>	<p>- 生体内分解性 - 生体適合性 - 電気的／機械的な完全性の予想外の喪失 - 老化、摩耗および復元による機能の劣化 - 疲労故障</p>

第二章 設計及び製造要求事項 (医療機器の化学的特性等)

2 医療機器は、その使用目的に応じ、当該医療機器の輸送、保管及び患者等に対する汚染物質(以下「汚染物質」という。)及び患者等に対する汚染物質(以下「汚染物質」という。)に対して汚染物質を最小限に抑えよう接觸する生体組織、接觸時間及び接觸頻度について注意が払わなければならぬ。				
3 医療機器は、通常の使用手順の中で当該医療機器と同時に使用される各種材料、物質又はガスと安全に併用できるよう設計及び製造されなければならない。また、医療機器の用途が医薬品の投与である場合、当該医療機器は、当該医薬品の承認内容及び関連する基準に照らして適切な投与が可能であり、その用途に沿って当該医療機器の性能が維持されるよう、設計及び製造されなければならない。	JIS T 14971:医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用 JIS T 3226-1:医用ペン形注入器 第1部:ペン形注入器 ・一般要求条件 ・投与量精度の決定	不完全な要求事項 製造プロセス 化学的ハサード	- 設計のパラメータ - 性能の要求事項 - 製造プロセスの管理不足	
4 医療機器がある物質を必須な要素として含有し、当該物質が単独で用いられる場合に医薬品に該当し、かつ、当該医療機器の性能を補助する目的で人体に作用を及ぼす場合、当該物質の安全性、品質及び有効性は、当該医療機器の使用目的に照らし、適正に検証されなければならない。				
5 医療機器は、当該医療機器から溢出又は漏出する物質が及ぼす危険性が合理的に実行可能な限り、適切に低減するよう設計及び製造されてなければならない。				
6 医療機器は、合理的に実行可能な限り、当該医療機器自体及びその目的とする使用環境に照らして、個別のにある種の物質がその医療機器へ侵入する危険性又はその医療機器から逸出することにより発生する危険性を、適切に低減できるよう設計及び製造されなければならない。				
(微生物汚染等の防止)				
第8条 医療機器及び当該医療機器の製造工程は、患者、使用者及び第三者医療機器の使用にあたつて第三者に対する感染がある場合に限る。)に対する感染の危険性がある場合、これらの危険性を、合理的に実行可能な限り、適切に除去又は軽減するよう、次の各号を考慮して設計されなければならない。 一 取扱いを容易にすること。 二 必要に応じ、使用中の医療機器からの微生物漏出又は曝露を、合理的に実行可能な限り、適切に防ぐこと。 三 必要に応じ、患者、使用者及び第三者による医療機器又は検体への微生物汚染を防止すること。				
「医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」(厚生労働省令第169号、平成16年12月17日) ●バクテリア ●ウイルス ●洗浄、消毒および滅菌の不適切な実施				

2 医療機器に生物由来の物質が組み込まれている場合、適切な入手先、ドナー及び物質を選択し、妥当性が確認されている不活性化、保全、試験及び制御手順により、感染に関する危険性を、合理的かつ適切な方法で低減しなければならない。	3 医療機器に組み込まれた非ヒト由来の組織、細胞及び物質(以下「非ヒト由来組織等」という。)は、当該非ヒト由来組織等の使用目的に応じて獸医学的に管理及び監視された動物から採取されなければならない。製造販売業者等は、非ヒト由来組織等を採取した動物の処理、保存、試験及び情報において最高の安全性を確保し、かつ、ウィルスその他の感染症病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程において安全性を確保し、又は不活性化を図ることにより安全性を確保しなければならない。	4 医療機器に組み込まれたヒト由来の組織、細胞及び物質(以下「ヒト由来組織等」という。)は、適切な入手先から入手されたものでなければならない。製造販売業者等は、ドナー又はヒト由来の物質の選択、ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ウィルスその他の感染症病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図り、安全性を確保しなければならない。	5 特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、販売時及び製造販売業者等により指示された条件下輸送及び保管する時に当該医療機器の特別な微生物学的状態を維持できるように設計、製造及び包装されなければならない。	6 滅菌状態で出荷される医療機器は、再使用が不可能である包装がなされたよう設計及び製造されなければならない。当該医療機器の包装は適切な手順に従って、包装で破損又は開封がなされない限り、販売された時点で無菌であり、製造販売業者によって指示された輸送及び保管条件の下で無菌状態が維持され、かつ、再使用が不可能であるようにされてなければならない。	7 滅菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、妥当性が確認されている適切な方法により滅菌又は特別な微生物学的状態にするための処理が行われた上で製造され、必要に応じて滅菌されなければならない。				

8 滅菌を施さなければならぬ医療機器は、適切に管理された状態で製造されなければならない。		
9 非滅菌医療機器の包装は、当該医療機器の品質を落とさないよう所定の清潔度を維持するものでなければならぬ。使用前に滅菌を施さなければならぬ医療機器の包装は、微生物汚染の危険性を最小限に抑え得るようなものでなければならぬ、この場合の包装は、滅菌方法を考慮した適切なものでなければならない。		
10 同一又は類似製品が、滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される場合、両者は、包装及びラベルによってそれぞれが区別できるようにしなければならない。		
(製造又は使用環境に対する配慮)		
医療機器又は他の医療機器又は体外診断薬又は装置と組み合わせて使用される場合、接続系を含めたすべての組み合せは、安全であり、各医療機器又は体外診断薬が特性性能が損なわないようにならなければならない。組み合はれられる場合、使用上の制限事項は、直接表示するか添付文書に明示しておかなければならない。	JIS T 1497:医療機器-1:医療機器-1:医療機器の記載要領について(薬食発第0310003号)平成17年3月10日 JIS T 3226-1:医療用ペン形注入器 第1部:ペン形注入器 5.一般的要 求事項 15.製造販売業者提供情報	- 消耗品、付属品、その他医療機器との不適合性の不十分さ - 使用説明書の不十分さ ● 使用説明書の不適切な性能 ● 性能の不適切な記載 ● 意図する用意のかなりにくい、または次落している - 不適切な仕様 ● 制限の不適切な公表 - 不適切な操作説明書不適切な操作説明書 ● 医療機器と一緒に使用される不適切な付属品の仕様

<p>第9条 医療機器については、次の各号に掲げる危険性が、合理的かつ適切に除去又は低減されなければならない。</p>	<p>JIS T 1491:医療機器ニリスマジメントの医療機器への適用 JIS T 3226-1:医療用ペン形注入器 第1部:ペン形注入器 ・電磁両立性</p>	<p>一 物理的原因(熱、圧力、時間など) ● 使用説明書の不十分さ ● 性能・特性的不適切な記載 ● 意図する用途の不適切な仕様 ● 不適切な公差 ● 不適切な操作説明書 ● 医療機器と一緒に使用される不適切な付属品の仕様</p> <p>二 合理的に予測可能な外界からの影響又は環境条件に関する危険性 三 通常の状態で使用中に接触する可能性のある原材料、物質及びガスとの同時に使用に関連する危険性 四 物質が偶然医療機器に侵入する危険性 五 検体を誤認する危険性 六 研究又は治療のために通常使用される他の医療機器又は体外診断用医薬品と相互干渉する危険性 七 保守又は較正が不可能な場合、使用材料が劣化する場合又は測定若しくは制御の機能の精度が低下する場合などに発生する危険性</p> <p>物理的原因(熱、圧力、時間など) ● 単位設定ダイアルの故障(低血糖、違和感、血糖値の上昇、高血圧) ● ヒストン棒の故障(高血糖) ● 過量排出の疑い(低血糖性昏睡、低血糖) ● 排出精度が不正確の疑い(高血糖) ● 注射部立管網膜障害(重篤) ● ベンの不具合の疑い(隔壁蜂巣炎(重篤)、血糖値上昇、糖尿病性昏睡(重篤)、神経障害(重篤)) ● 円盤の外れ(血糖値の上昇(重篤)) ● ダイアルの外れ(血糖値の上昇、注射部位の痛み) ● カートリッジホールター両爪部破損(糖尿病性ケトアンドーンス(重篤)) ● 波が出ない(低血糖) ● 起み立て不良 ● ディスプレイの故障 ● 脱ボタンの故障の疑い ● リセットスイッチリンクの破損、● 鈎取り付け部破損の疑い、</p>
		<p>2 医療機器は、通常の使用及び单一の故障状態において、火災又は爆発の危険性を最小限度に抑えるよう設計及び製造されなければならない。可燃性物質又は爆発誘因物質に接触して使用される医療機器については、細心の注意を払って設計及び製造しなければならない。</p>
		<p>3 医療機器は、すべての医薬物の安全な処理を容易にできるように設計及び製造されなければならない。</p>

(測定又は診断機能に対する配慮)

第10条 計定機能を有する医療機器は、その不正確性が患者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある場合、当該医療機器を使用するよう、十分な正確性、精度及び安定性を有するよう、設計及び製造されなければならない。正確性の限界は、製造販売業者等によって示されなければならない。	2 診断用医療機器は、その使用目的に応じ、適切な科学的及び技術的方法に基づいて、十分な正確性、精度及び安定性を得られるように設計及び製造されなければならない。設計にあたっては、感受度、特異性、正確性、反復性、再現性及び既知の干渉要因の管理並びに検出限界に適切な注意を払わなければならない。	3 診断用医療機器の性能が較正器又は標準物質の使用に依存している場合、これらの較正器又は標準物質に割り当てられている値の適用性は、品質管理システムを通して保証されなければならない。	4 測定装置、モニタリング装置又は表示装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。	5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならない。
---	--	--	---	---

(放射線に対する防衛)

第11条 医療機器は、その使用目的に沿つて、治療及び診断のために適正な水準の放射線の照射を妨げることなく、患者及び第三者への放射線被曝が最も合理的、かつ適切に低減するよう設計、製造及び包装されなければならない。	2 医療機器の放射線出力について、医療上その有用性が放射線の照射に伴う危険性を上回ると判断される特徴の医療目的のために、障害発生の恐れ又は潜在的な危害が生じる水準の可視又は不可視の放射線が照射されるよう設計されている場合においては、線量が使用者によって制御できるよう設計されなければならない。当該医療機器は、開運する可変パラメータの許容される公差内で現象が保証されるよう設計及び製造されなければならない。
---	--

3 医療機器が、潜在的に障害発生の恐れのある可視又は不可視の放射線を照射するものである場合には、視覚的表示又は聴覚的警報を具備していなければならない。			
4 医療機器は、意図しない二次放射線又は散乱線による患者、使用者及び第三者への被曝を可能な限り軽減するよう設計及び製造されてなければならない。			
5 放射線を照射する医療機器の取扱説明書には、照射する放射線の性質、患者及び使用する防護手段、誤使用的防止法並びに添付中の固有の危険性の排除方法について、詳細な情報が記載されなければならない。			
6 電離放射線を照射する医療機器は、必要に応じ、その使用目的に照らして、照射する放射線の線量、幾何学的及びエネルギー分布(又は線質)を変更及び制御できるよう、設計及び製造されなければならない。			
7 電離放射線を照射する診断用医療機器は、患者及び使用者の電離放射線の被曝を最小限に抑え、所定の診断目的を達成するため、適切な画像又は出力信号の質を高めようとする設計及び製造されてなければならない。			
8 電離放射線を照射する治療用医療機器は、照射すべき線量、ビームの種類及びエネルギー並びに必要な工エネルギー分布を確実にモニタリングし、かか射線ビームの工エネルギー分布を確保できなければならぬ。射線線源を適切に除去又は遮蔽できるよう、適切な手段が講じられてなければならない。			
(能動型医療機器に対する配慮)			
第12条 電子プログラムシステムを内蔵した医療機器は、ソフトウェアを含めて、その使用目的に照らし、これらのシステムの再現性、信頼性及び性能が確保されるよう設計されなければならない。また、システムに一つでも故障が発生した場合、実行可能な限り、当該故障から派生する危険性を適切に除去又は遮蔽できるよう、適切な手段が講じられてなければならない。	JIS T 14971:医療機器－リスクマネジメントの医療機器への適用 JIS T 3226-1:医療用ペン形注入器 第1部:ペン形注入器 ・電磁両立性		
2 内部電源医療機器の電圧等の変動が、患者の安全に直接影響を及ぼす場合、電力供給状況を判別する手段が講じられないなければならない。	JIS T 14971:医療機器－リスクマネジメントの医療機器への適用 JIS T 3226-1:医療用ペン形注入器 第1部:ペン形注入器 ・電磁両立性		

3 外部電源医療機器で、停電が患者の安全に直接影響を及ぼす場合、停電による電力供給不能を知らせる警報システムが内蔵されていないなければならない。			
4 患者の臨床パラメータの一つ以上をモニタに表示する医療機器は、患者が死亡又は重篤な健康障害につながる状態に陥った場合、それを使用者に知らせる適切な警報システムが具備されなければならない。	JIS T 14971:医療機器－リスクマネジメントの医療機器への適用	JIS T 3226-1:医療用ペン形注入器 第1部:ペン形注入器 ・電磁両立性	
5 医療機器は、通常の使用環境において、当該医療機器又は他の製品の作動を損なう恐れのある電磁的干渉の発生リスクを合理的かつ適切に低減するよう設計及び製造されなければならない。	JIS T 14971:医療機器－リスクマネジメントの医療機器に対する十分な内在的耐性を維持するように設計及び製造されなければならない。	JIS T 3226-1:医療用ペン形注入器 第1部:ペン形注入器 ・電磁両立性	
6 医療機器は、意図された方法で操作できるために、電磁的干渉における十分な内在的耐性を維持するように設計及び製造されなければならない。			
7 医療機器が製造販売業者等により指示されたとおりに正常に据付けられ及び保守されており、通常使用及び単一故障状態において、偶発的な電擊リスクを可能な限り防止できるよう設計及び製造されていなければならない。			
(機械的)危険性に対する配慮)			
第13条 医療機器は、動作抵抗、不安定性及び可動部分に開通する機械的危険性から、患者及び使用者を防護するよう設計及び製造されなければならない。	JIS T 14971:医療機器－リスクマネジメントの医療機器への適用	・使用エラー ・機械エネルギー	－物理的原因(熱、圧力、時間など)
2 医療機器は、振動発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における振動抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する振動に起因する危険性を実行可能な限り最も低い水準に低減するよう設計及び製造されなければならない。			
3 医療機器は、雑音発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における雑音抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する雑音に起因する危険性を、可能な限り最も低い水準に抑えるよう設計及び製造されなければならない。			

4 使用者が操作しなければならない電気、ガス又は水圧式若しくは空圧式のエネルギー源に接続する端末及び接続部は、可能性のあるすべての危険性が最も限られたよう、設計及び製造されていなければならない。	5 医療機器のうち容易に触れる部分(意図的に加熱又は一定温度を維持する部分を除く)及びその周辺部は、通常の使用において、潜在的に危険な温度に達することのないようにしなければならない。	
(エネルギーを供給する医療機器に対する配慮)		
第14条 患者にエネルギー又は物質を供給する医療機器は、患者及び使用者の安全を保証するため、供給量の設定及び維持ができるよう設計及び製造されなければならない。	JIS T 1497:医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用 JIS T 3226-1:医療用ペン形注入器 第1部・ペン形注入器・投与量精度の決定	JIS T 1497:医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用 JIS T 3226-1:医療用ペン形注入器 第1部・ペン形注入器・投与量精度の決定!

(自己検査医療機器等に対する配慮)

<p>第15条 自己検査医療機器又は自己投薬医療機器(以下「自己検査医療機器等」という)は、それぞれの使用者が利用可能な技術及び手段並びに通常じ得る者の技術及び環境の変化の影響に配慮し、用途に沿つて適正に操作できるように設計及び製造されていなければならぬ。</p> <p>2 自己検査医療機器等は、当該医療機器の取扱い中、検体の取り扱い中(検体を取り扱う場合に限る。)及び検査結果の解釈における誤使用の危険性を可能な限り低減するよう設計及び製造されていなければならない。</p> <p>3 自己検査医療機器等には、合理的に可能な場合、製造販売業者が意図したように機能を発揮するに当たつて使用者が検証できる手順を含めておかなければならぬ。</p>	<p>JIS T 14971:医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用 「医療機器の添付文書の記載要領について(薬食発第0310003号)平成17年3月10日」</p> <p>JIS T 3226-1:医療用ペン形注入器 第1部:ペン形注入器</p> <p>JIS T 14971:医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用 「医療機器の添付文書の記載要領について(薬食発第0310003号)平成17年3月10日」</p> <p>JIS T 3226-1:医療用ペン形注入器 第1部:ペン形注入器</p> <p>JIS T 14971:医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用 「医療機器の添付文書の記載要領について(薬食発第0310003号)平成17年3月10日」</p> <p>JIS T 3226-1:医療用ペン形注入器 第1部:ペン形注入器</p>	<p>(製造業者・製造販売業者が提供する情報)</p> <p>使用者には、使用者の訓練及び知識の程度を考慮し、製造業者・製造販売業者名、安全な使用法及び医療機器又は体外診断薬の意図した性能を確認するために必要な情報が提供されなければならない。この情報は、容易に理解できるものでなければならない。</p> <p>不適切なラベル、添付文書 ヒューマンファクター</p> <p>—合理的に予見できる誤使用 —故意に誤使用される可能性 —副作用に関する不十分な警告 —情報が提供されない —使用に関する指示が分かりにくく、または欠落している</p>
--	--	--

(性能評価)

第16条 医療機器の性能評価を行つたために収集されるすべてのデータは、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)その他の関係法令の定めるところに従つて収集されなければならない。	医療機器の製造販売承認申請について(平成17年2月16日薬食発第0216002号)第2の1
2 臨床試験は、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成十七年厚生労働省令第三十六号)に従つて実行されなければならない。	

対象品目(中空糸型血液透析器)

第一章 一般的の要求事項

基本要件	適用規格(JIS, ISO, IEC, etc)	ハザード(ISO 14971)	危険状態(ISO 14971)	不具合・有害事象 報告ベース+添付文 (厚労省報告書)	ユーザビリティ・HFE・ユースエラー
(設計) 第1条 医療機器(車ら動物のために使用されることが目的で販売されているものを除く。以下同じ。)は、当該医療機器に付随する使用条件及び用法に従い、また、必要に応じ、技術知識及び経験を有し、並びに教育及び訓練を受けた医療機器の使用者によって適正に使用された場合において、患者の臨床状態及び安全を損なわないよう、使用者及び第三者(医療機器の使用にあたって第三者の安全や健康に影響を及ぼす場合に限る。)の安全や健康を害すことがないよう、並びに使用の際に発生する危険性の程度が、その使用によって患者の得られる有用性に比して許容できることにより、高水準の健康及び安全の確保が可能なよう設計及び製造されなければならない。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号) JIS T 14971:医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用				
(リスクマネジメント) 第2条 医療機器の設計及び製造に係る製造販売業者又は製造業者(以下「製造販売業者等」という。)は、最新の技術に立脚して医療機器の安全性を確保しなければならない。危険性の低減が要求される場合、製造販売業者等は各危害についての残存する危険性が許容される範囲内にあると判断されるように危険性を管理しなければならない。この場合において、製造販売業者等は次の各号に掲げる事項を当該各号の順序に従い、危険性の管理に適用しなければならない。 一 既知又は予見し得る危害を識別し、意図された使用方法及び予測し得る誤使用に起因する危険性を評価すること。 二 製造を重じて、合理的に実行可能な限り除去すること。 三 前号に基づく危険性の除去を行つた後に残存する危険性を適切な防護手段(警報装置を含む。)により、実行可能な限り低減すること。 四 第二号に基づく危険性の除去を行つた後に残存する危険性を示すこと。	JIS T 14971:医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用				

(医療機器の性能及び機能) 第3条 医療機器は、製造販売業者等の意図する性能を發揮できるよう設計、製造及び包装されなければならない。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号)	<p>不完全な要求事項</p> <ul style="list-style-type: none"> - 設計のパラメータ- - 操作のパラメータ- - 性能の要求事項 - サービス内の要求事項 (保守、再処理など) - 製造プロセスに関する - 变更の管理不足 - 材料／材料の適合性に - 関する情報の管理不足 - 製造プロセスの管理不足 - 下請負契約者の管理不足 	
(製品の寿命) 第4条 製造販売業者等が設定した医療機器の製品の寿命の範囲内において当該医療機器が製造販売業者等の指示に従つて、かつ、製造販売業者等の指示に従つて適切に保守された場合に、医療機器の特性及び性能は、患者又は使用者若しくは第三者の健康及び安全を脅かす有害な影響を与える程度に劣化等による悪影響を受けるものであつてはならない。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号) JIS T 14971: 医療機器－リスクマネジメントの医療機器への適用	<p>故障モード</p> <ul style="list-style-type: none"> - 機械的な完全性の予想外の喪失 	
(輸送及び保管等) 第5条 医療機器は、製造販売業者等の指示及び情報に従つた条件の下で輸送及び保管され、かつ意図された使用方法で使用された場合において、その特性及び性能が低下しないよう設計、製造及び包装されなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・省令第169号 ・JIS T 14971 ・JIS T 3250/4.6 使用期限 	<p>輸送および保管</p> <ul style="list-style-type: none"> - 不適切な包装 - 汚染または劣化 - 不適切な環境条件 	
(医療機器の有効性) 第6条 医療機器の意図された有効性は、起こりうる不具合を上回るものでなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・JIS T 14971 ・JIS T 3250/4.5 性能要求事項 	<ul style="list-style-type: none"> (1)血液透析器及び血液透析ろ過器のクリアランス (2)血液透析ろ過器、血液ろ過器及び血液濃縮器のふるい係数 (3)限外ろ過率(UFR) (4)血液側容量(充てん量) (5)圧力損失 	

第二章 設計及び製造要求事項
(医療機器の化学的特性等)

第7条 医療機器は、前章の要件を満たすほか、使用材料の選定について、必要に応じ、次の各号に掲げる事項について注意が払われた上で、設計及び製造されなければならない。 一 毒性及び可燃性 二 使用材料と生体組織、細胞、体液及び検体との間の適合性 三 硬度、摩耗及び疲労度等	<p>・JIS T 14971 ・JIS T 3250/4.1生物学的安全性 ・JIS T 0993-1 ・JIS T 3250/4.4機械的特性</p> <p>2 医療機器は、その使用目的に応じ、当該医療機器の輸送、保管及び使用に携わる者及び患者(にに対して汚染物質及び残留物質(以下「汚染物質等」という。)が及ぼす危険性を最小限に抑えよう)に於ける、製造及び包装されていないければならず、また、汚染物質等に接触する生体組織、接觸時間及び接觸頻度について注意が払われなければならない。</p> <p>3 医療機器は、通常の使用手順の中で当該医療機器と同様に使用される各種材料、物質又はガスと安全に併用できるよう設計及び製造されなければならない。また、医療機器の用途が医薬品の投与である場合、当該医療機器は、当該医薬品の承認内容及び関連する基準に照らして適切な投与が可能であり、その用途に沿つて当該医療機器の性能が維持されるよう、設計及び製造されなければならない。</p> <p>4 医療機器がある物質を必須な要素として含有し、当該物質が単独で用いられる場合に医薬品に該当し、かつ、当該医療機器の性能を補助する目的で人体に作用を及ぼす場合、当該物質の安全性、品質及び有効性は、当該医療機器の使用目的に照らし、適正に検証されなければならない。</p> <p>5 医療機器は、当該医療機器から溶出又は漏出する物質が及ぼす危険性が合理的に実行可能な限り、適切に低減するよう設計及び製造されなければならない。</p>	・JIS T 14971 ・JIS T 3250/4.1生物学的安全性 ・JIS T 0993-1 ・JIS T 3250/4.4機械的特性	化学ハザード/生物学的不適合(禁忌)/化学構成物質の毒性/アレルギー・不適切な生体学的反応	不正確な定式化 - 生体適合性 - 故障モード - 機械的な完全性の予想 - 外の要因	アナフィラキシー様症状、アルギー、発疹、皮疹、紅斑、手指關節の腫れ、クインケ浮腫、血小板減少症、毒蛇咬傷、悪寒、戦慄、痒み、呼吸困難、発熱、関節痛、全身疼痛、目充血、血圧低下、胸部圧迫感(不快感を含む)、吐き気、痙攣、意識喪失、ダイアイザーの漏血、中空糸破損、中空糸破裂、透析効率低下
		・JIS T 14971 ・JIS T 3250/4.1生物学的安全性 ・JIS T 0993-1 ・JIS T 3250/4.4機械的特性	化学的ハザード/空気、皮膚、環境、又は特牲(例えば異質の材料)に曝すこと/汚染	不正確な定式化 - 生体適合性 - 故障モード - 機械的な完全性の予想 - 外の要因	アナフィラキシー様症状、アルギー、発疹、皮疹、紅斑、手指關節の腫れ、クインケ浮腫、血小板減少症、毒蛇咬傷、悪寒、戦慄、痒み、呼吸困難、発熱、関節痛、全身疼痛、目充血、血圧低下、胸部圧迫感(不快感を含む)、吐き気、痙攣、意識喪失、
		・JIS T 14971 ・JIS T 3250/4.1生物学的安全性 ・JIS T 0993-1 ・JIS T 3250/4.4機械的特性			
		・JIS T 14971 ・JIS T 3250/4.1生物学的安全性 ・JIS T 0993-1 ・JIS T 3250/4.4機械的特性			
		・JIS T 14971 ・JIS T 3250/4.1生物学的安全性 ・JIS T 0993-1 ・JIS T 3250/4.4機械的特性			

<p>6 医療機器は、合理的に実行可能な限り、当該医療機器の目的とする使用環境に照らして、専用的にある種の物質がその医療機器へ侵入することにより発生する危険性を、適切に低減できるよう設計及び製造されなければならない。</p>	<p>・JIS T 14971</p>
<p>(微生物汚染等の防止)</p> <p>第8条 医療機器及び当該医療機器の製造工程は、患者、使用者及び第三者(医療機器の使用にあたつて第三者に對する感染の危険性がある場合に限る。)に対する感染の危険性がある場合、これらの危険性を、合理的に実行可能な限り、適切に除去又は軽減するよう、次の各号を考慮して設計されなければならない。</p> <p>一 取扱いを容易にすること。</p> <p>二 必要に応じ、使用中の医療機器からの微生物漏出又は曝露を、合理的に実行可能な限り、適切に軽減すること。</p> <p>三 必要に応じ、患者、使用者及び第三者による医療機器又は換体への微生物汚染を防止すること。</p> <p>2 医療機器に生物由来の物質が組み込まれている場合、適切な入手先、ドナー及び物質を選択し、妥当性が確認されている不活性化、保全、試験及び制御手順により、感染に関する危険性を、合理的かつ適切な方法で低減しなければならない。</p> <p>3 医療機器に組み込まれた非ヒト由来の組織、細胞及び物質(以下「非ヒト由来組織等」という。)は、当該非ヒト由来組織等の使用目的に応じて歯医学的に管理及び監視された動物から採取されなければならない。製造販売業者等は、非ヒト由来組織等を採取した動物の原産地に関する情報を保持し、非ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ウィルスその他の感染症病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図ることにより安全性を確保しなければならない。</p> <p>4 医療機器に組み込まれたヒト由来の組織、細胞及び物質(以下「ヒト由来組織等」という。)は、適切な入手先から入手されたものでなければならない。製造販売業者等は、ドナー又はヒト由来の物質の選択、ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の感染症病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図り、安全性を確保しなければならない。</p>	

5 特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、販売時及び製造販売者等により指示された条件で輸送及び保管する時に当該医療機器の特別な微生物学的状態を維持するように設計、製造及び包装されなければならない。			
6 滅菌状態で出荷される医療機器は、再使用が不可能である包装がなされるよう設計及び製造されなければならない。当該医療機器の包装は適切な手順に従つて、包装の破損又は開封がなされない限り、販売された時点での無菌であり、製造販売業者によって指示された輸送及び保管条件の下で無菌状態が維持され、かつ、再使用が不可能であるようにされてなければならない。	・JIS T 3250/4.2無菌性 ・(GMP/QMS)に係る省令及び告示の制定及び改廃について薬食監・麻発第033001号第4章第4「滅菌・パリテーション基準」	生物学的ハサード/パクタリア	
7 滅菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、妥当性が確認されている適切な方法により滅菌又は特別な微生物学的状態にするための処理が行われた上で製造され、必要に応じて滅菌されなければならない。	・JIS T 3250/4.2無菌性 ・(GMP/QMS)に係る省令及び告示の制定及び改廃について薬食監・麻発第033001号第4章第4「滅菌・パリテーション基準」	生物学的ハサード/パクタリア	洗浄、消毒および滅菌 - 滅菌のパリテートされた手順が存在しない、または規格が不適切 - 滅菌の不適切な実施
8 滅菌を施さなければならない医療機器は、適切に管理された状態で製造されなければならない。	・省令169号	生物学的ハサード/パクタリア 化学的ハサード/空気、皮膚、環境、又は持性(例えば異質の材料)に曝すこと/汚	
9 非滅菌医療機器の包装は、当該医療機器の品質を落とさないよう所定の清潔度を維持するものでなければならない。使用前に滅菌を施さなければならない医療機器の包装は、微生物汚染の危険性を最小限に抑え得るようなものでなければならない。この場合の包装は、滅菌方法を考慮した適切なものでなければならない。			
10 同一又は類似製品が、滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される場合、両者は、包装及びラベルによってそれぞれが区別できるようにしなければならない。			

<p>(製造又は使用環境)に対する配慮)</p> <p>医療機器が、他の医療機器又は体外診断薬又はすべての組み合いで使用され、安全であれば、各医療機器又は体外診断薬が持つ性能がないようにしなければならない。組み合いで使用される場合、使用上の制限事項は、直接表示するか添付文書に明示しておかなければならない。</p>	<p>ヒューマンファクタ - 使用に関する指示が分かりにくく、または次落ちている。 - 医療機器の状態があいまいまたは不明瞭 - 不十分な視認性 - 練習していない者による使用 - 副作用に関する不十分な警告 - 不正確な定式化 - 生体適合性 - 消耗品、付属品、その他の医療機器との不適合性 - うつかりミス、過失および間違い - 不正確な定式化 - 情報が提供されない、または提供されたスペックが不適切 - 不正確な定式化に関するハザードについての不十分な警告 - 使用に関する誤り</p> <p>自動充填点滴筒に血液が充填できなかつた - 使用に関する指示が分かりにくく、または次落ちている。 - 医療機器の状態があいまいまたは不明瞭 - 不十分な視認性 - 練習していない者による使用 - 副作用に関する不十分な警告 - 不正確な定式化 - 生体適合性 - 消耗品、付属品、その他の医療機器との不適合性 - うつかりミス、過失および間違い - 不正確な定式化 - 情報が提供されない、または提供されたスペックが不適切 - 不正確な定式化に関するハザードについての不十分な警告 - 使用に関する誤り</p>
<p>JIS T 14971 ・JIS T 3250/4.4機械的特性、6表示 ・「医療機器の添付文書の記載要領 について(業食第0310003号)」</p>	<p>第9条 医療機器については、次の各号に掲げる危険性及び製造されなければならない。 一 合理的に予測可能な外界からの影響又は環境条件に關連する危険性 二 通常の状態で使用中に接觸する可能性のある原材 料、物質及び方アスとの同時使用に關連する危険性 四 物質が偶然医療機器に侵入する危険性 五 検体を誤認する危険性 六 研究又は治療のために通常使用される他の医療機器又は体外診断用医薬品と相互干渉する危険性 七 保守又は較正が不可能な場合、使用材料が劣化する場合又は測定若しくは制御の機構の精度が低下する場合などに発生する危険性</p> <p>JIS T 14971 ・JIS T 3250/4.4機械的特性</p>

2 医療機器は、通常の使用及び单一の故障状態において、火災又は爆発の危険性を最小限度に抑えるよう設計及び製造されなければならない。可燃性物質又は爆発誘因物質に接觸して使用される医療機器については、細心の注意を払つて設計及び製造しなければならない。				
3 医療機器は、すべての廃棄物の安全な処理を容易にできるように設計及び製造されなければならない。				

(測定又は診断機能に対する配慮)				
第10条 測定機能を有する医療機器は、その不正確性が患者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある場合、当該医療機器の使用目的に照らし、十分な正確性、精度及び安定性を有するよう、設計及び製造されなければならない。正確性の限界は、製造販売業者等によって示されなければならない。				
2 診断用医療機器は、その使用目的に応じ、適切な科学的及び技術的方法に基づいて、十分な正確性、精度及び安定性を得られるように設計及び製造されていないければならない。設計にあたっては、感度、特異性、正確性、反復性、再現性及び既知の干渉要因の管理並びに検出限界に適切な注意を払わなければならない。				
3 診断用医療機器の性能が較正器又は標準物質の使用に依存している場合、これらの較正器又は標準物質に割り当てられている値の測定性又は品質管理システムを通して保証されなければならない。				
4 測定装置、モニタリング装置又は表示装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。				
5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならない。				